

資 料 編

- 資料 1 茅野市環境にやさしいまちづくり条例
- 資料 2 市民・事業者・小中学生意識調査
- 資料 3 茅野市全域の温室効果ガス排出量の算出方法
- 資料 4 策定経過
- 資料 5 茅野市環境審議会諮問・答申
- 資料 6 茅野市環境審議会名簿

資料1 茅野市環境にやさしいまちづくり条例

(平成 11 年 3 月 30 日条例第 8 号)

前文

私たち茅野市民は、八ヶ岳連峰のもたらす豊かな水や緑など、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然の恵みの下、縄文文化以来の永い歴史を築き上げてきた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の大量発生を伴う今日の社会経済活動は、私たちに生活の利便さや物の豊かさをもたらした一方で、都市化の進展や山林、原野の開発による身近な自然の減少など、地域の環境のみならず、更にはあらゆる生物の生存基盤である地球環境までも損なおうとしている。

もとより、すべての市民は、健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

ここに、すべての市民の参加と協力の下、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な環境にやさしいまちを築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び美しい景観の形成等による快適な生活環境の創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全等は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、すべての者の適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに配慮し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に資するよう配慮するとともに、国及び他の地方公共団体との連携を図り、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動において、環境の負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第 6 条 市は、環境の保全等に関する施策を次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1)人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。

- (2)生物の多様性の確保と健全な自然環境に寄与する森林、農地等の保全を図り、良好な自然環境を確保すること。
- (3)地域の歴史的及び文化的環境の活用、自然環境と一体となった美しい景観の形成、身近な自然空間の整備並びに人にやさしい都市施設の整備を推進し、潤いとやすらぎのある快適な環境を創造すること。
- (4)資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用並びに廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5)環境の保全等に資する取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

第2節 基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、茅野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1)環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - (2)環境への配慮の指針
 - (3)前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、茅野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第8条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

(規制的措施)

第9条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措施)

第10条 市は、市民又は事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導するため、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の効率的な利用の促進等)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促置を講ずるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第13条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(美しい景観形成)

第14条 市は、緑豊かな美しい景観形成を進めるために、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第15条 市は、市民等の環境の保全等についての関心及び理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査の実施、監視、調査研究等の体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとする。

第 3 章 茅野市環境審議会

(設置)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定により、茅野市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全等に関する基本的事項及び次に掲げる事項についての調査及び審議をするほか、必要に応じて環境の保全等に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

- (1)茅野市公害防止条例(昭和 47 年茅野市条例第 19 号)に規定する事項
- (2)茅野市生活環境保全条例(昭和 48 年茅野市条例第 20 号)に規定する事項
- (3)茅野市モーター類似施設建築の規制に関する条例(昭和 59 年茅野市条例第 23 号)に規定する事項
- (4)八ヶ岳中信高原国定公園のうち市の区域における自然公園の保護、利用等に関する重要事項

(組織等)

第 21 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)市議会議員
- (2)知識経験者
- (3)関係行政機関の職員
- (4)その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第 2 項第 1 号及び第 3 号のうちから委嘱された委員の任期は、その在任期間とする。

5 委員は、再選されることができる。

6 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員が互選する。

7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 22 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(専門部会)

第 23 条 審議会に必要に応じ専門部会を置くことができる。

(委任)

第 24 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

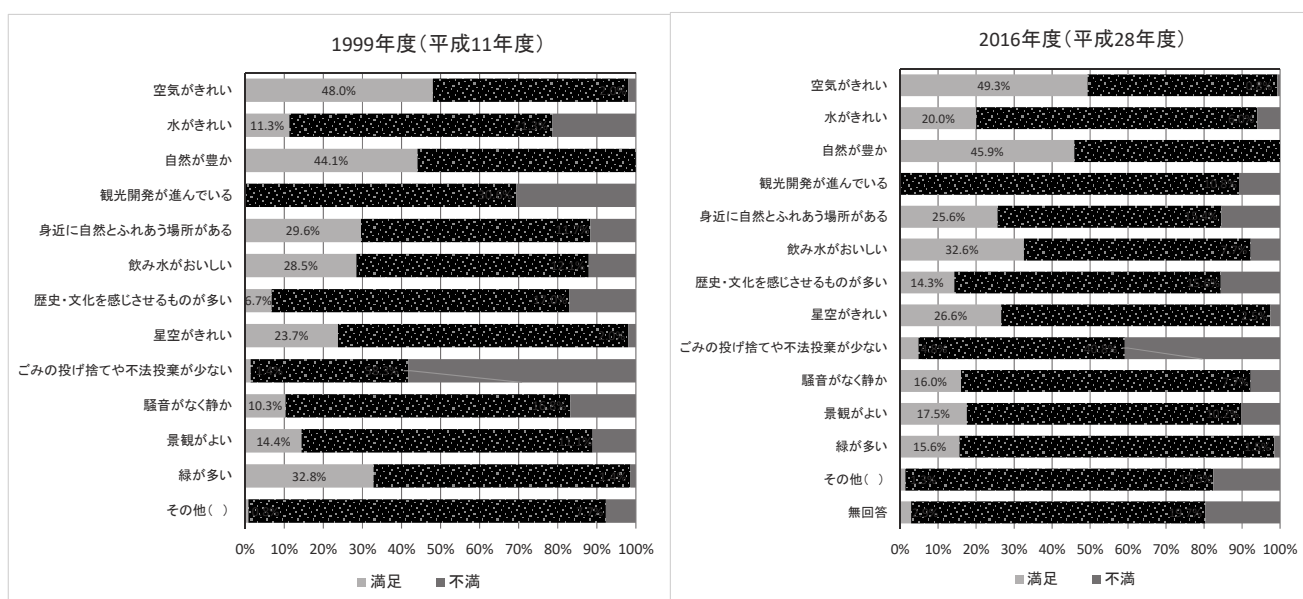
資料2 市民・事業者・小中学生意識調査

茅野市環境基本計画の策定にあたり、平成11年度（1999年度）に市民、事業者、小中学生を対象とした意識調査としてアンケート調査を行いました。また、第2次茅野市環境基本計画の策定にあたり、平成28年度（2016年度）に市民、事業者、小中学生を対象とした意識調査としてアンケート調査を行い、意識の変化を把握しました。

1 市民意識調査

平成11年度（1999年度）は1,500人を対象としてアンケート調査を行い、506人（回収率33.7%）から回答を得ました。平成28年度（2016年度）は1,500人を対象としてアンケート調査を行い、519人（回収率34.6%）から回答を得ました。

- 環境問題に「関心がある」と回答した人はやや減少したものの、90%近くの人が関心を持っていることがわかりました。
- 関心のある環境問題は、「ごみ問題」が最も多いものの、関心度は減少しました。また、「ダイオキシン等の有害化学物質の問題」も大きく減少しました。これに対し「地球温暖化」が増加しました。新たな環境問題として「外来生物による生態系破壊」や「再生可能エネルギー（太陽光発電事業）の普及」、「原子力の利用と放射能汚染」に関心があることがわかりました。
- 茅野市の環境に対して「大いに満足」、「満足」と回答した人が増え、「大いに不満」、「不満」と答えた人は、減少しました。
- 茅野市の環境に対して満足度の高いのは「空気」、「自然」、「飲み水」、「星空」であり、これらはやや増加しましたが、「身近に自然とふれあう場所」、「緑」が減少しました。これに対し不満度は「ごみの投げ捨てや不法投棄」が高いものの、減少しました。
- 茅野市の環境施策に望むことは、「自然環境の保護・復元」が多く、次いで「景観の保全・整備」でしたが、平成11年度（1999年度）で上位を占めていた「ごみのリサイクル推進」、「ダイオキシン等の有害化学物質対策」、「環境に配慮した公共工事」は減少しました。新規項目のなかで多かったのは「地下水・湧水の保全」、「外来生物の防除」でした。

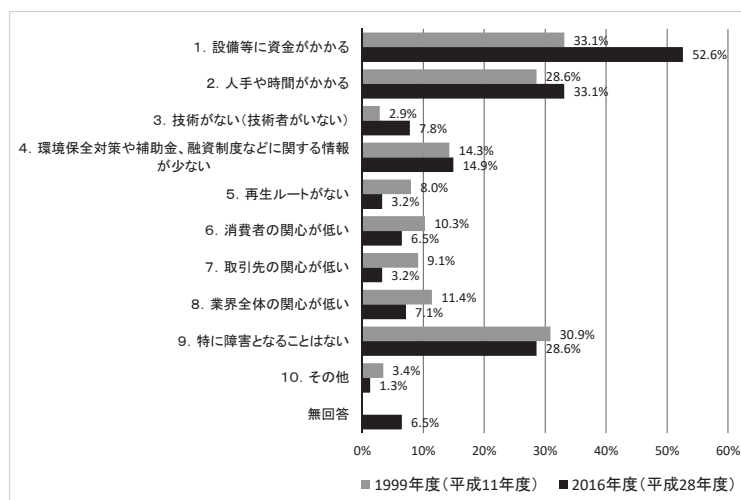


市民の茅野市の環境に対する満足度の内容

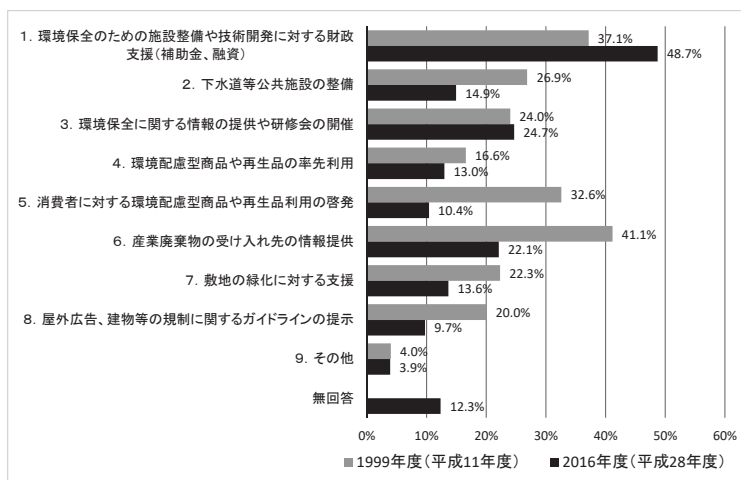
2 事業者意識調査

平成 11 年度（1999 年度）は 300 事業者を対象としてアンケート調査を行い、175 事業者（回収率 58.3%）から回答を得ました。平成 28 年度（2016 年度）は 300 事業者を対象としてアンケート調査を行い、154 事業者（回収率 51.3%）から回答を得ました。

- 事業活動が環境に影響を与えていると考えている分野は、最も多い「大気汚染」がやや増加したものの、「産業廃棄物」、「水質汚濁」といった公害分野は減少しました。これに対し「大気汚染」、「騒音・振動」、「資源・エネルギー」がやや増加し、「地球温暖化」が大きく増加しました。
- 環境保全のために取り組んでいることは、「大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などに配慮」が多いものの、やや減少しました。これに対し「冷暖房温度制限」、「省エネルギー型機器導入」、「低公害車導入」といったエネルギー分野は増加しました。
- 環境保全活動の取組で障害となることは、「設備等の資金」、「人手や時間」が多く、特に「設備等の資金」が大きく増えました。
- 環境保全活動を進めるうえで市に期待することは、「財政支援（補助金、融資）」が増加し、最も多くなりました。平成 11 年度（1999 年度）に多かった「産業廃棄物の受け入れ先の情報提供」、「消費者に対する環境配慮型商品や再生品利用の啓発」は大きく減少しました。



事業者の環境保全活動の取組の障害

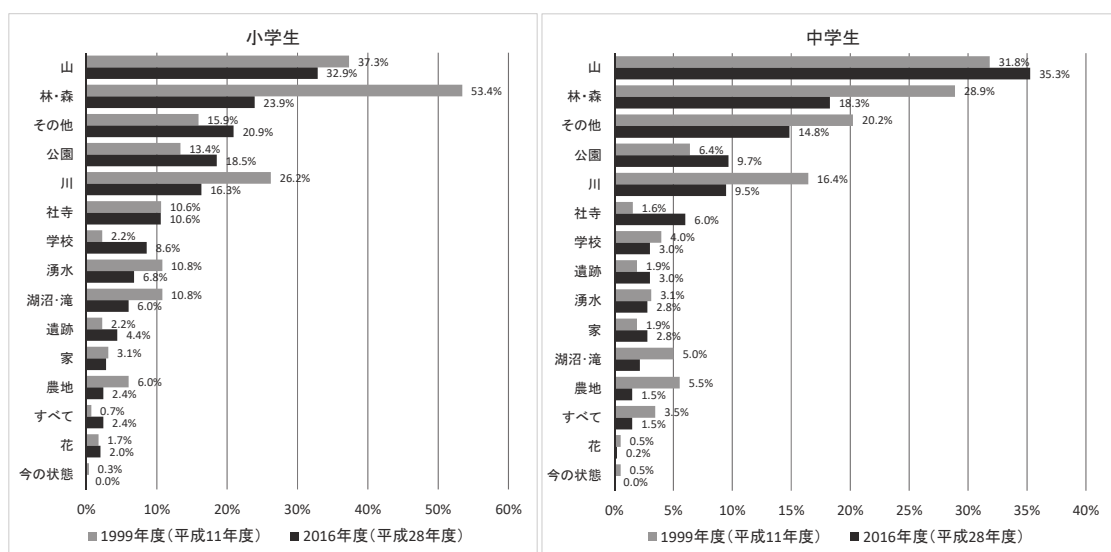


事業者が環境保全活動を進めるうえで市に期待すること

3 小中学生意識調査

平成11年度（1999年度）は小学6年生と中学3年生の全生徒1,214人を対象としてアンケート調査を行い、1,162人（回収率95.7%）から回答を得ました。平成28年度（2016年度）は小学5年生と中学2年生の全生徒1,096人を対象としてアンケート調査を行い、967人（回収率88.2%）から回答を得ました。

- ◆ 環境問題として思い浮かべるものは、小学生では「まちや野山でのごみの投げ捨て」、「川や池の水や地下水のよごれ」、「資源やエネルギーの使いすぎ」、「家庭ごみの増加」が増加し、「ダイオキシンなどの有害物質の発生」が大きく減少しました。中学生では「川や池の水や地下水のよごれ」、「大気汚染」、「まちや野山でのごみの投げ捨て」、「資源やエネルギーの使いすぎ」が増加し、「オゾン層の破壊や地球温暖化問題」、「ダイオキシンなどの有害物質の発生」が大きく減少しました。
- ◆ 茅野市の良いと思う環境は、小学生では「空気がきれい」、「歴史や文化が大切にされている」が増加し、「飲み水がおいしい」、「森や林が多い」が減少しました。中学生では「空気がきれい」、「歴史や文化が大切にされている」、「星空がきれい」が増加し、「飲み水がおいしい」、「森や林が多い」が減少しました。
- ◆ 茅野市の悪いと思う環境は、小学生では「公園が少ない」、「特にない」が増加し、「ごみが散らかっている」、「川や池の水がよごれている」が減少しました。中学生では「公園が少ない」、「特にない」が増加し、「ごみが散らかっている」、「川や池の水がよごれている」が減少しました。
- ◆ 環境に配慮して行っている行動は、小学生では「環境を守るための活動や観察会に参加している」、「ごみを減らす努力をしている」、「エネルギーや資源、水をむだに使わないように心がけている」が増加し、「環境問題について調べたり、知識を得るようにしている」、「リサイクルに協力している」、「地域の美化活動に協力している」が減少しました。中学生では「ごみを減らす努力をしている」、「リサイクルに協力している」、「エネルギーや資源、水をむだに使わないように心がけている」が増加し、「地域の美化活動に協力している」、「環境問題について調べたり、知識を得るようにしている」、「環境を守るための活動や観察会に参加している」がやや減少しました。
- ◆ 茅野市で大切にしたい場所は、小学生、中学生ともに「山」、「林・森」、「公園」、「川」が上位であるものの、「林・森」、「川」は大きく減少しました。一方、小学生では「公園」が、中学生では「山」、「公園」が増加しました。



小中学生が茅野市で大切にしたい場所

資料3 茅野市全域の温室効果ガス排出量の算出方法

茅野市全域の温室効果ガス排出量は、「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き（別冊1）温室効果ガス排出量の現況推計・将来推計および削減目標設定に関する資料集」（平成26年（2014年）2月、環境省）の按分法（簡易版）により、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門に分けて算出します。

按分法（簡易版）は、個々の排出源別に温室効果ガス排出量を集計することが困難なことから、長野県の部門別の温室効果ガス排出量をもとに温室効果ガス排出量の原単位を求め、それに市の活動量（製品出荷額、従業者数等）を乗じて二酸化炭素排出量に換算する方法です。

按分法（簡易版）による茅野市全域の温室効果ガス排出量の算出方法

ガス種	部門・分野	温室効果ガスの算出式	データの出典
エネルギー起源CO ₂	産業部門①	製造業	長野県の製造業の炭素排出量／県の製造品出荷額等 × 市の製造品出荷額等 × 44/12 ・都道府県別エネルギー消費統計調査（経済産業省） ・工業統計（経済産業省）
		建設・鉱業	長野県の建設業・鉱業の炭素排出量／県の建設業・鉱業従業者数 × 市の建設業・鉱業従業者数 × 44/12 ・都道府県別エネルギー消費統計調査（経済産業省） ・経済センサス基礎調査（経済産業省）
		農林水産業	長野県の農林水産業の炭素排出量／県の農林水産業従業者数 × 市の農林水産業従業者数 × 44/12 ・都道府県別エネルギー消費統計調査（経済産業省） ・経済センサス基礎調査（総務省）
	民生部門②	家庭	長野県の家庭部門の炭素排出量／県の世帯数 × 市の世帯数 × 44/12 ・都道府県別エネルギー消費統計調査（経済産業省） ・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）
		業務	長野県の業務部門の炭素排出量／県の業務部門床面積 × 市の業務部門床面積 × 44/12 ・都道府県別エネルギー消費統計調査（経済産業省） ・固定資産の価格等の概要調査（総務省）
	運輸部門③	自動車	全国の自動車車種別の炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数 × 市の自動車車種別保有台数 × 44/12 ・総合エネルギー統計（経済産業省） ・自動車保有台数（自動車検査登録情報協会） ・市町村別自動車保有台数（長野陸運局）
		鉄道	全国の運輸鉄道部門の炭素排出量／全国の人口 × 市の人口 × 44/12 ・総合エネルギー統計（経済産業省） ・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）
エネルギー起源CO ₂ 以外	廃棄物部門④	茅野市の一般廃棄物焼却量（乾燥重量） × （プラスチックの比率 × 排出係数 2.69 + 合成繊維の比率 × 排出係数 2.29） ・一般廃棄物処理実態調査（環境省）	
合計		産業部門① + 民生部門② + 運輸部門③ + 廃棄物部門④	

資料4 策定経過

会議等（開催日）	内容
小中学生アンケート （平成 29 年 1 月 13 日～31 日）	市内 9 小学校の 5 年生、4 中学校の 2 年生全員を対象に環境に関する意識調査を実施
市民・事業者アンケート （平成 29 年 2 月 1 日～4 月 18 日）	市民 1,500 人、市内 300 事業者を抽出し環境に関する意識調査を実施
環境審議会 （平成 29 年 10 月 11 日）	市長から環境審議会へ第 2 次茅野市環境基本計画について諮問 ・第 2 次茅野市環境基本計画骨子（案）について ・茅野市の環境に関する意識調査の結果について ・目指すべき環境都市像について
環境審議会 （平成 29 年 11 月 15 日）	第 2 次茅野市環境基本計画について検討 ・計画骨子（案）について ・第 1 次計画の取組結果と課題について ・市民・事業者・小中学生の意識の変化について ・計画の施策体系（案）について
パブリックコメント （平成 29 年 12 月 1 日～14 日）	第 2 次茅野市環境基本計画骨子（案）について 【意見：2 件】
議会報告 （平成 29 年 12 月 6 日）	市議会全員協議会にて報告
庁内ヒアリング （平成 30 年 1 月 19 日～2 月 7 日）	庁内各課へのヒアリングの実施
環境審議会 （平成 30 年 1 月 24 日）	第 2 次茅野市環境基本計画について検討 ・第 2 次茅野市環境基本計画（素案）について ・パブリックコメントについて
議会報告 （平成 30 年 2 月 5 日）	市議会全員協議会にて報告
環境審議会 （平成 30 年 2 月 19 日）	第 2 次茅野市環境基本計画について検討 ・第 2 次茅野市環境基本計画（案） ・答申について
パブリックコメント （平成 30 年 2 月 15 日～28 日）	第 2 次茅野市環境基本計画（案）について 【意見：1 件】
市長へ答申 （平成 30 年 2 月 28 日）	環境審議会から市長へ第 2 次茅野市環境基本計画について答申

資料5 茅野市環境審議会諮問・答申

29 環第 113 号

平成 29 年（2017 年）10 月 11 日

茅野市環境審議会

会長 定成 寛司 様

茅野市長 柳平 千代一

第 2 次茅野市環境基本計画について（諮問）

第 2 次茅野市環境基本計画について、茅野市環境にやさしいまちづくり条例（平成 11 年茅野市条例第 8 号）第 7 条第 3 項の規定により諮問いたします。

平成 30 年（2018 年）2 月 28 日

茅野市長 柳平 千代一 様

茅野市環境審議会

会長 定成 寛司

第 2 次茅野市環境基本計画について（答申）

平成 29 年 10 月 11 日付け 29 環第 113 号で諮問のありました掲題について、慎重に審議を重ねた結果、適当であると認めましたので答申します。

なお、目指す環境都市像「八ヶ岳の豊かな自然と人が調和する環境先進都市」の実現に向けた計画の推進にあたり、下記の事項に留意してください。

記

1 「第2次茅野市環境基本計画」は、「茅野市環境にやさしいまちづくり条例」の基本理念の実現に向けて、環境の保全等を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定された計画であることから、市民・事業者・滞在者の各主体及び子どもから大人までの幅広い世代に周知するよう努めてください。

2 環境の保全等を総合的かつ効果的に推進するためには、市民・事業者・滞在者・市の各主体が役割を認識し、協働により環境保全活動に取り組む必要があることから、計画の推進のために、すべての主体が参加し協働する組織づくりに努めてください。

3 本計画の進行管理にあたっては、年次報告書を作成するなど、進捗状況を本審議会に定期的に報告し、的確な評価と適切な見直しを行うことにより、計画の実効性を高めるよう努めてください。

4 水環境の重要性に鑑み、森林の保全などにより、良質で豊かな水を将来にわたって継承できるよう取組を進めてください。

5 近年、繁茂が進んでいるアレチウリ等の外来植物をはじめとする外来生物については、在来種の生育に影響を及ぼすなどの懸念があるため、その影響について広く市民に周知するとともに効果的な防除の実施に努めてください。

6 地域における環境保全の取組を進めるとともに、地域資源を把握、活用し、地域経済循環の強化を図ることにより、持続可能な地域づくりを目指してください。

7 再生可能エネルギーの導入については、地球温暖化対策及びエネルギー自給率の向上など、その重要性を増していますが、導入促進に当たっては、自然環境、地域住民の生活環境、景観等へ配慮してください。

資料6 茅野市環境審議会名簿

番号	区 分	氏 名
1	知識経験者	会 長 定成 寛司
2	知識経験者	副会長 小池 正雄
3	市議会議員	望月 克治
4	知識経験者	有賀 正秋
5	知識経験者	伊藤 一人
6	知識経験者	岩下 泉
7	知識経験者	岩下 ふみ子
8	知識経験者	奥原 正夫
9	知識経験者	土橋 英一
10	知識経験者	中野 昭彦
11	知識経験者	原田 裕光
12	知識経験者	森元 隆
13	関係行政機関	仙波 道則
14	関係行政機関	竹内 智絵
15	関係行政機関	水口 森隆
16	公 募	小林 幹治
17	公 募	榎原 圭司

※ 区分ごと五十音順、敬称略

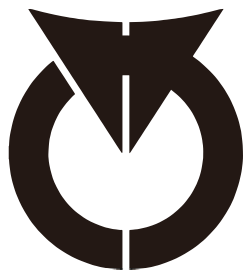
■写真提供

Yatsugatake21_4K_Japan (土橋新一)
(表紙、1、13、21、29、30、31、33、65 ページ)

第 2 次茅野市環境基本計画

発 行 平成 30 年 (2018 年) 3 月
編 集 長野県茅野市 (市民環境部環境課)
〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目 6 番 1 号
TEL (0266) 72-2101 (代) FAX (0266) 82-0234
ホームページ <http://www.city.chino.lg.jp>

この冊子は、地球環境保全のため、古紙混合率 100%の再生紙と環境にやさしい大豆インクを使用しています。



みんなで作る
みんなの茅野市